

# 名張市有機農業実施計画

令和6年3月

名張市

## 目 次

1. 計画策定の目的.....	- 1 -
2. 地域の特性.....	- 1 -
3. 関連計画の整理.....	- 2 -
4. 計画期間.....	- 2 -
5. 有機農業の現状.....	- 2 -
(1) 名張市の有機農業の現状.....	- 2 -
(2) アンケート調査の実施.....	- 3 -
(3) 有機農業の課題.....	- 7 -
6. 名張市が目指す有機農業の将来像.....	- 8 -
(1) 有機農業の基本理念.....	- 8 -
(2) 有機農業の将来像.....	- 8 -
7. 5年後に目指す目標.....	- 9 -
8. 有機農業推進のための取組内容.....	- 9 -
(1) 有機農業の生産段階の取組.....	- 9 -
(2) 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組.....	- 10 -
9. 取組の推進体制.....	- 12 -
(1) 実施体制図.....	- 12 -
(2) 関係者の役割.....	- 12 -
10. 年次計画.....	- 13 -
11. 本事業以外の関連事業の概要.....	- 14 -
12. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について.....	- 14 -
13. その他.....	- 14 -

## 1. 計画策定の目的

国の農業政策として、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050年までに目指す姿の一つとして「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大すること」が掲げられています。

また、近年では健康志向の高まりに伴い、食の安全・安心や地産地消といった観点から有機農業や有機農産物に対する関心が高まっています。

有機農業者の育成、確保を図っていくためには、有機農産物の高付加価値化に伴う持続可能な農業経営を確保することが重要です。

伊賀地域は、県内でも有機農業の盛んな地域であり、当市においても複数の農業者が本格的に有機農業に取り組んでおり、有機農業を志す新規就農希望者も見られます。

このような状況を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた取組の一つとして、化学肥料及び化学農薬を使用せず、環境負荷をできる限り低減した農業を推進するため、名張市有機農業実施計画を策定します。

## 2. 地域の特徴

伊賀地域は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接する、山地に囲まれた盆地内の地域であり、気温の寒暖差が大きいことから、良質な農産物を生産できる条件が整っています。

当地域は名張市と伊賀市で構成され、代表的な特産物である伊賀米、伊賀牛は、当地域を管轄する伊賀ふるさと農業協同組合をはじめ両市、三重県など関係機関が一体となって振興を図っています。今後、伊賀地域の有機農業の推進を図っていく上では、両市の連携をさらに深めていく必要があります。

名張市の耕地は、名張川及び各支流の両岸に開けた平坦地と、南部の中山間地域とに大別することができます。

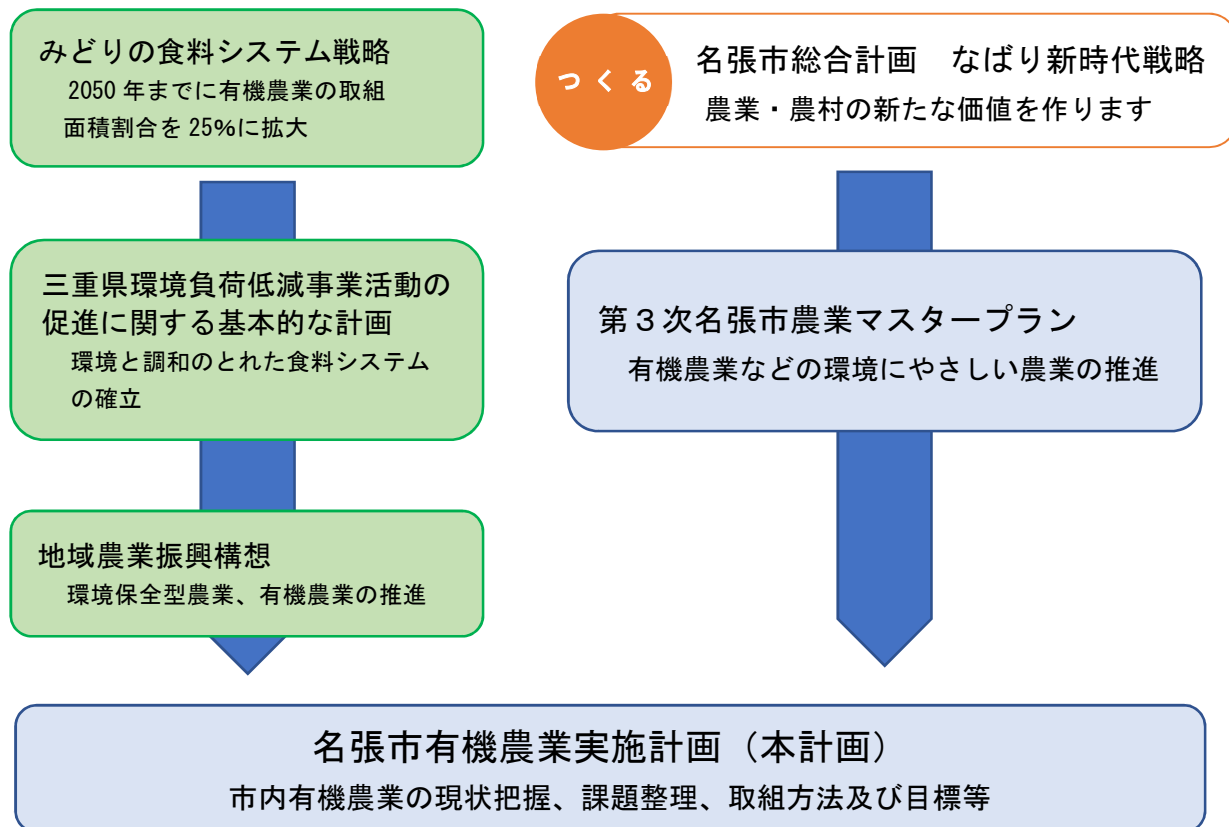
気候は、内陸盆地特有の気象条件にあり、降水量は年間1,500mm程度で、昼夜の寒暖差が大きいことから、ブドウ栽培や良質米の生産に適しています。

当市の農業を取巻く状況としては、高齢化や人口減少の進展に伴う農業者の減少、担い手不足、荒廃農地の増加、農業生産基盤の老朽化、野生鳥獣による被害の拡大など、多くの課題があります。

これらの課題を整理し、今後目指すべき姿とそれを達成する手段を明らかにするため、農業マスタープランを策定し、取組を進めています。

### 3. 関連計画の整理

本計画は、名張市総合計画「なばり新時代戦略」や、第3次名張市農業マスタープランの内容との連携や整合を図りつつ、国の「みどりの食料システム戦略」、三重県の「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及びJAいがふるさとの「地域農業振興構想」に基づきながら、市内有機農業の現状と課題を踏まえた持続可能な有機農業の確保に向けた方向性を定めるものです



### 4. 計画期間

本計画における計画期間は、令和6年3月から令和11年3月までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 5. 有機農業の現状

#### (1) 名張市の有機農業の現状

当市では、総農家数が1,131戸で、うち販売農家が665戸、自給的農家は466戸、経営耕地面積は73,943aとなっています。（2020年農

林業センサス)

化学肥料及び化学農薬を使用しない環境保全型の農業に取り組んでいる農業者は7名、1, 216aであり、うち有機JAS認証を取得している農業者は4名、498aとなっています。

また、2つの農業者グループが形成されており、1グループでは小松菜、ほうれん草などの葉物野菜やトマト等を中心に、もう1グループではサツマイモ、ケール、水稻等を中心に栽培しています。

主な販路は有機食材を求める事業者による県外への流通となっており、その他、地元スーパーマーケットの地場産品コーナーや直売所、インターネットを通じた通信販売、大手スーパーマーケットとの取引等となっています。

## (2) アンケート調査の実施

### ①有機農業に関する農業者アンケート

当市の有機農業の推進を図るうえでの基礎資料とするため、市内の農業者の農薬、化学肥料の使用状況、有機農業の取組状況及び取組意向等について、アンケート調査を実施しました。結果は下記のとおりです。

<調査対象>

J Aいがふるさとの組合員のうち 約2, 700戸を抽出

<実施方法>

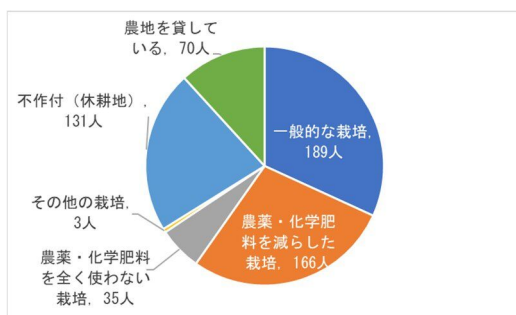
J Aいがふるさとの協力を得て、家庭訪問日に調査票を各戸に配布し、郵送で返信。

<回答数>

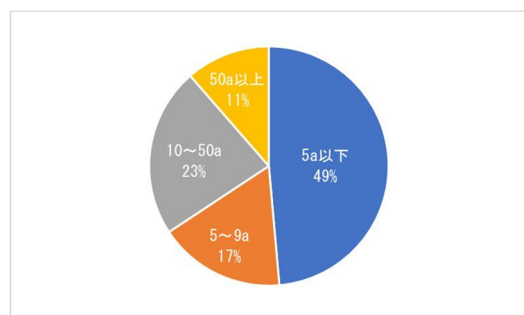
339通 (回答率 12. 6%)

<回答内容>

・現在の栽培方法



・無農薬、無化学肥料栽培の面積規模

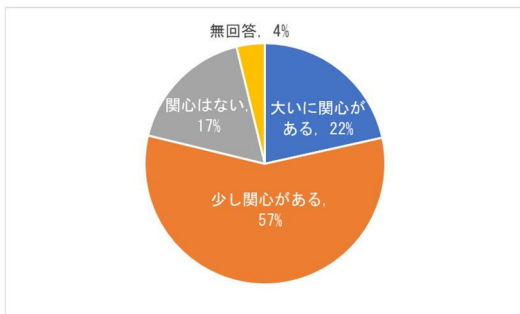


○農薬も化学肥料も慣行的に使用する一般的な栽培と農薬、化学肥料を減らした栽培がほぼ同じ面積で実施されている。

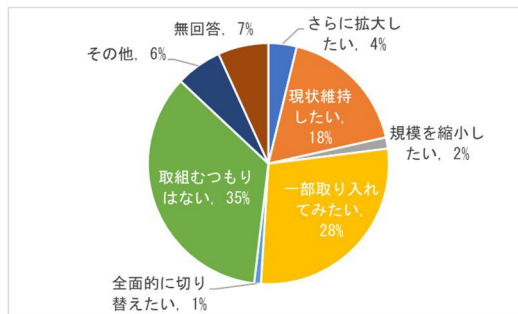
○無農薬、無化学肥料で栽培をしている方のうち、50aを超える大規模な農業

者は4名で、その他の方の平均面積は9.6aとなっている。

・有機農業への関心



・有機農業への取組意向



○およそ80%の方が有機農業に対して関心を持っており、現在取り組んでいないものの今後取り組んでみたいと考えている方が30%程度存在する。

②農産物に関する市民アンケート

当市の有機農産物の利用推進を図るため、市内住宅団地住民の有機農産物利用の現状及び今後の消費に関する意向等を一般農産物の利用状況等と合わせて把握するため、農産物に関する市民アンケートを実施した。

<調査対象>

住宅地世帯の住民 2,000人（無作為抽出）

<実施方法>

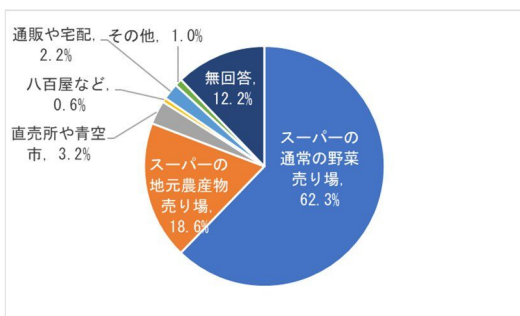
郵送

<回答数>

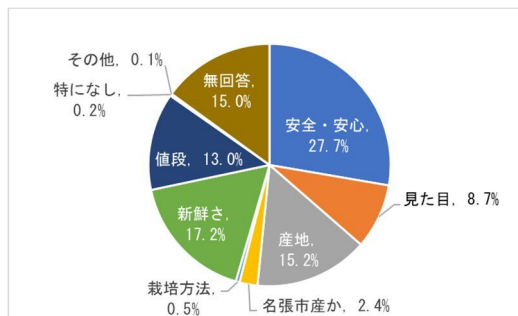
1,020通（回答率 51.0%）

<回答内容>

・農産物の購入場所



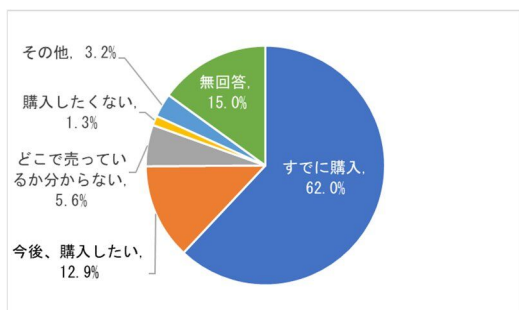
・農産物を購入する際に重視すること



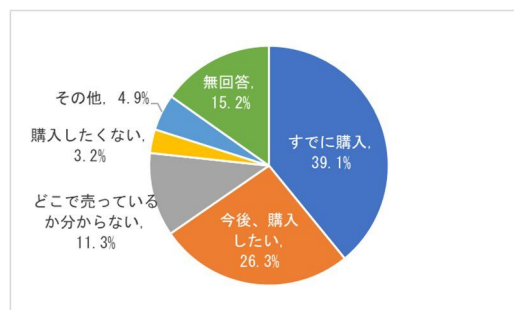
○農産物を購入する場所は8割がスーパーマーケットなどの大型小売店舗となっているが、地元農産物コーナーを利用する方はそのうちの20%弱にとどまっている。直売所や青空市、地域の八百屋などを利用する方も一定数はみられる。

○農産物を購入する際には、値段よりも安全・安心、新鮮さ、産地などが重視されている。

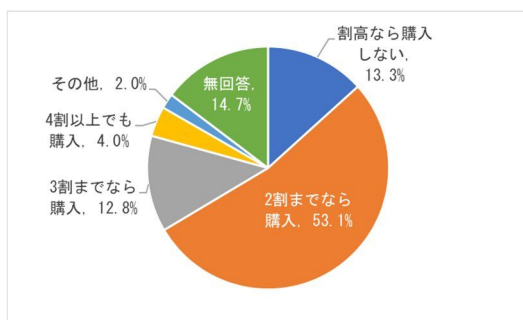
・名張市産の農産物の購入意向



・有機農産物の購入意向



・安全、安心な農産物を割高でも購入するか



○名張市産の農産物は、既に約60%の方が購入しており、今後購入したいと回答した方も12%と70%以上の方が購入意向を持っており、地元産農産物に対する関心は高い。

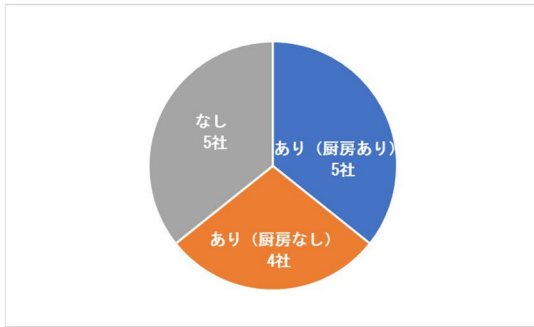
○有機農産物については、すでに購入されている方が約40%にとどまっているが、今後購入したいと回答された方が約26%となっており、有機農産物に対する関心が高いことが確認できた。

○安全・安心にこだわって栽培した農産物の購入価格帯については、一般的な方法で栽培された農産物と比較して、2割程度までの割高であれば購入すると回答した方が約半数で、3割までなら購入すると答えた方が12%であった。このことから、有機農産物の価格設定は、一般的なものと比較して2割～3割増で設定することがよいのではないかと考えられる。

### ③企業社内食堂に関するアンケート

市内企業の社員食堂での有機農産物の利用の可能性について調査するため、市内工業団地の企業14社に対して、食堂の有無、厨房の有無、メニューへの会社の意向の反映の可否等についてアンケート調査を実施しました

・社内食堂を設置しているか。



あり（厨房あり）と回答した5社のうち、メニューや材料調達について会社の意向を反映できると回答した企業が3社あった。

上記の3社について、担当者に聴き取りを行ったところ、有機農産物を活用いただける可能性のある企業が2社あった。

今後、担当者との打合せを進め、有機農産物の活用に向けた取組を進めます。

#### ④食と観光に関する事業者アンケート

当市の観光担当部局において、市内での観光消費の拡大を目指して新たな食、土産物づくりに取り組むために飲食店、宿泊施設等の事業者に対して行ったアンケートの中で、有機農産物の利用の可能性について調査しました。

##### <調査対象>

市内事業者（飲食店、飲食料品店、宿泊施設、観光施設） 155事業者

##### <実施方法>

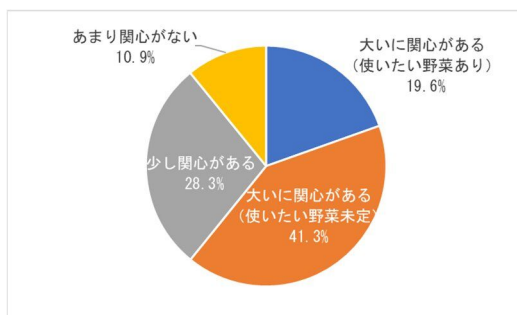
QRコード読取りによるインターネット回答

##### <回答数>

48通（回答率 31.0%）

##### <回答内容>

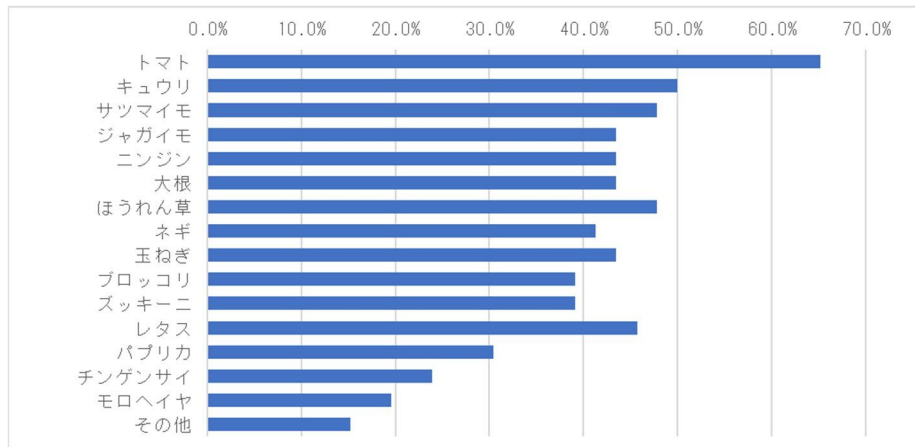
・名張市産の有機農産物を食材や商品の原材料として使用する意向があるか。



具体的に使いたい農産物が決まっている事業者は約2割であったが、回答いただいた事業者のうち、有機農産物の利用に関心がある事業者は約9割であった。



・使いたい有機農産物、関心のある有機農産物



今後、アンケート結果を基にして、ご協力いただける事業者へ有機農産物を試行提供し、活用いただいたうえで、有機農業者とのマッチングを行うなど、販路や消費の拡大につなげていきます。

(3) 有機農業の課題

アンケート結果等から、有機農業を実施するうえでの課題として、次のようなことが挙げられます。

- ①除草作業や病虫害対策等の栽培管理に手間がかかる。
- ②慣行的栽培と比較して収量があがらない。
- ③農産物の販売価格の設定。
- ④販路の確保が難しい。
- ⑤慣行的栽培との違いの理解を得にくい。

これらの課題の解決に向け、有機農業推進の取組を進めていく必要があります。

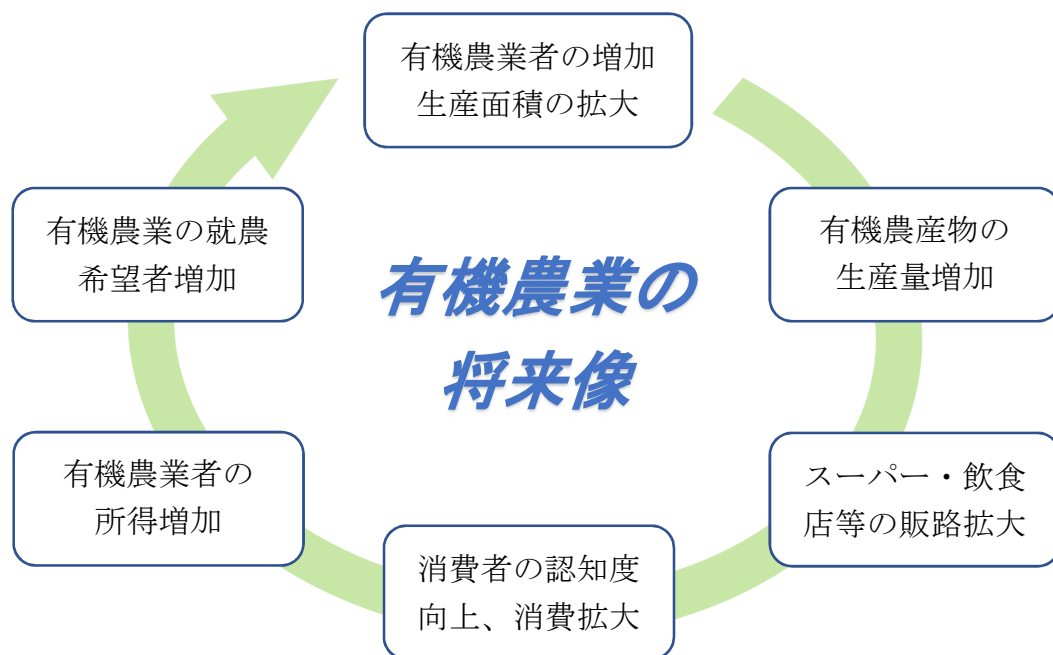
## 6. 名張市が目指す有機農業の将来像

### (1) 有機農業の基本理念

地元有機農産物を使った「食」が楽しめる名張

### (2) 有機農業の将来像

本計画において、当市が目指す有機農業の将来像のイメージを下記のとおり示します。



## 7. 5年後に目指す目標

次の各項目を本市が目指す有機農業の5年後に目指す目標として掲げ、その実現に向けて、各種の取組を進めます。

### 【取組目標】

項 目	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
有機農業実施者数	7名	14名
有機農業実施面積	12.2ha	14.6ha
地元産有機農産物 加工品数・メニュー数	0アイテム	10アイテム

※有機農業実施者は、有機JAS認証取得者及び日本型直接支払制度の環境保全型農業直接支払に取組む農業者とする。

※有機農業実施面積は、上記の有機農業者実施者が有機農業によって耕作する面積とする。

## 8. 有機農業推進のための取組内容

当市の有機農業を推進していくにあたり、生産現場における取組、また、生産された有機農産物の消費のための取組として、下記の取組を実施します。

### (1) 有機農業の生産段階の取組

#### ①有機農業への転換

有機農業に取り組むにあたり、慣行的栽培から特別栽培、有機栽培へと段階的に移行していくことやすべてのほ場を有機栽培に切り替えるのではなく、ほ場や経営の一部から有機農業へ移行していくといった手法も考えられます。

農業者に対するアンケートの結果から、約8割の農業者が有機農業に対する関心を持っており、約3割の方が今後、有機農業に取り組んでみたいと考えていることが確認されています。

このことから、県等の関係機関や市内の先進的な有機農業者による有機農業に関する技術や知識の習得のための研修会やほ場視察等を開催し、有機農業への転換を支援します。

また、有機農業へ転換した農業者の定着を図るため、堆肥等の有機質資材の確保に対する支援を行います。

## ②新規有機農業者の確保

有機農業を希望する新規就農者に対して、先進的な有機農業者や関係機関と連携した栽培技術、経営等に関する相談体制を確保するとともに、空き家バンク等の情報を基に農業に適した住宅の情報提供や農業委員会と連携した農地の確保に関する情報提供等を行い、新規有機農業者の確保を目指します。

## ③堆肥等地域内資源の活用

J Aいがふるさと等の関係機関や市内畜産農家と連携した家畜由来堆肥を活用した良質な土づくりを推進します。

## ④鳥獣害及び病虫害対策の実施

市内ではニホンジカ、イノシシによる農作物被害が多く発生していることから、ICT等を活用した被害対策の実証を行います。

また、病虫害対策として、病虫害に対して忌避効果の高い資材の活用による実証を行います。

## ⑤地域おこし協力隊による活動

先進的な有機農業者の下で、地域おこし協力隊員の実作業を通じた有機栽培及び経営等に関する研修を行い、活動期間終了後については、当市への定住し、有機農業で新規就農できるよう支援します。

また、隊員による名張の特産野菜や新たな作物の有機栽培実証を行い、定着化を図ります。

## (2) 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

### ①有機農産物の販売促進

直売所や青空市、大型小売店舗等と連携して、地元有機農産物の特設コーナーを設置し、生産者の紹介を行うなど、販売促進のための取組を行います。また、オーガニックマルシェを開催し、来場者や市民に対する有機野菜の周知を図ります。

有機農産物を購入できる店舗、有機農産物を使っている飲食店等を掲載した「有機MAP」を作成し、販売促進を図ります。また、市民だけでなく、市外からの来訪者にも周知を図れるよう、紙媒体だけでなく、インターネット、SNS等を活用した情報発信に努めます。合わせて、利用回数や利用した店舗数などに応じてポイントを付与し、一定のポイントを達成した方にお買い物券を渡すなどのキャンペーンの実施について検討します。

## ②販路拡大

市内14の小学校の給食で有機農産物を試行的に利用し、合わせて児童に対する有機野菜に関する食育を実施します。また、今後の給食での定期的な有機野菜の活用を推進します。

宿泊施設、飲食店等の実需者で希望される事業所に対して有機野菜を提供し、試行的に活用いただき、アンケート等を通じて利用者の反応を確認します。また、当該事業所における今後の有機野菜の活用を推進します。

## ③加工品の開発

小ロットでの農産物の加工が可能な市内事業所と連携し、有機野菜を活用した加工品の開発や家庭で作りたくなるような新たなレシピの開発を行い、有機野菜の利用促進を図ります。

また、業務用での利用も視野に入れ、日持ちしにくい葉物野菜等について長期保存できる一次加工方法等について検討します。

## ④ふるさと納税での活用

名産産の有機野菜の市外、県外への知名度向上を図るため、ふるさと納税の返礼品としての活用について検討します。

## ⑤マッチングの促進

地元観光業や飲食店における有機野菜の活用拡大を目指し、農業者と実需者をつなぐための仕組みを検討し、試行的に実施します。また、有機農業者の大きな負担になっていると思われるスーパーや直売所、実需者等への配送について、負担を軽減できるような仕組みづくりを進めます。

## ⑥情報発信、PR活動の推進

有機農業者や実需者、市、県及びJAいがふるさと等の関係機関の取組について、市広報やホームページ、庁舎内のデジタルサイネージ、ケーブルテレビ等を活用し、積極的に情報発信します。

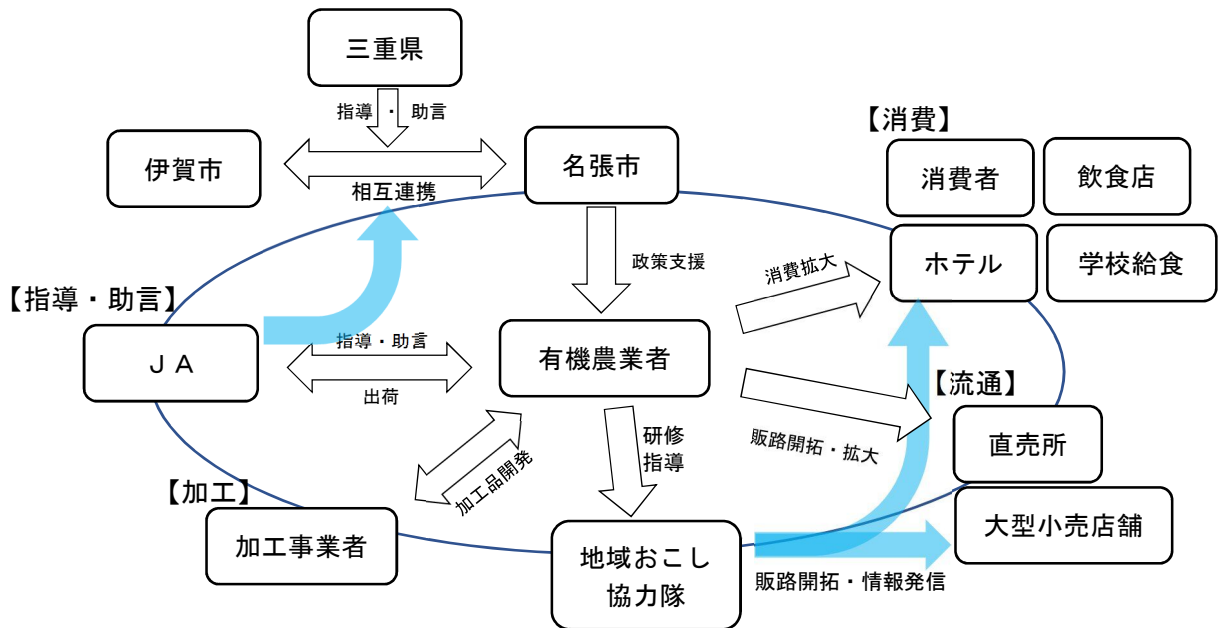
情報発信にあたっては、「誰に」、「何を」伝えたいのかを整理し、より効果的な発信となるよう農業者、関係機関等が一体となって検討します。

有機農産物の販売時の情報発信として、売り場への生産者情報の掲示や商品への二次元バーコードの表示による生産者情報の提供など、生産者の顔が見える販売を行うこと等により、消費者にとって分かりやすく、安心して購入できる環境を整えます。

また、地域おこし協力隊の日々の有機農業に関する活動や新たに考案した活用方法などを、SNSやYouTube等を活用して情報発信します。

## 9. 取組の推進体制

### (1) 実施体制図



### (2) 関係者の役割

- ・名張市  
本計画に基づく各施策の立案、実践、検証
- ・三重県  
市の施策立案、実践に関する指導、助言
- ・有機農業者  
有機栽培の実践、有機農業に関する取組の推進
- ・JA  
関係機関と連携した計画の取り組みの推進、有機農産物や減農薬・減化成肥料農産物の取扱い拡大による市内有機農産物の需給調整・消費拡大への協力
- ・消費者  
有機農業に関する理解、有機農産物の消費拡大
- ・実需者（宿泊施設、飲食店等）  
有機農産物の活用による消費拡大
- ・流通関係（直売所、小売店等）  
有機農産物の消費拡大に向けたPR活動、効率的な物流体制の確保
- ・加工業者  
有機農産物の消費拡大に向けた加工品開発等
- ・地域おこし協力隊  
有機栽培技術、経営ノウハウ等の習得、新規作目の栽培実践、情報発信等

## 10. 年次計画

(単位：千円)

区 分	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
<b>1. 生産段階の取組</b>					
①有機農業への転換	150	150	150	150	150
②新規有機農業者の確保	133	150	150	150	150
③堆肥等地域内資源の活用		200	100	100	100
④鳥獣害、病虫害対策	270	200			
⑤地域おこし協力隊による活動					
<b>2. 流通、加工、消費の取組</b>					
①有機農産物の販売促進	536	600	300	300	300
②販路拡大	669	700	300	300	300
③加工品の開発	400	200			
④ふるさと納税での活用		300	300	300	300
⑤マッチングの促進		300	100	100	100
⑥情報発信、PR活動の促進	200	200	100	100	100
合 計	2,358	3,000	1,500	1,500	1,500

※上記の年次計画は、前年度までの取組結果を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

### 1 1. 本事業以外の関連事業の概要

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者団体に対して、国、県及び市による「環境保全型農業直接支払交付金」を交付し支援します。

### 1 2. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

三重県が策定した「三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、本計画で定める各取組を進めることにより、当市有機農業の推進を図ります。

### 1 3. その他

#### ○達成状況の評価

環境保全型農業直接支払交付金事業の取組状況及び有機農業者への聴取りにより達成状況を確認し、評価を行います。